

公立大学法人岐阜県立看護大学の中期計画の変更について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の中期計画について、平成 23 年 12 月 27 日付けで法人から知事に対して地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定による変更の認可の申請があり、知事がこれを認可するに当たり、あらかじめ、同条第 3 項の規定による当評価委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、当評価委員会としての意見について検討する。

1 変更の理由

当評価委員会が行った法人の平成 22 年度業務の実績に関する評価結果において、「中期計画の見直しを検討されたい」との意見が付されたことを受け、内容の重複する項目の整理や、より具体的な計画の記載等を行うため、中期計画を変更しようとするもの。

【公立大学法人岐阜県立看護大学 平成 22 年度業務の実績に関する評価結果】

全体評価

1 総評

（中略）なお、法人から提出された業務実績報告書において、年度計画と業務の実施状況の記載に「(再掲)」が多く見受けられたほか、中期計画と年度計画の対応関係に一部齟齬が見られた。次年度以降の業務実績評価を円滑に進めるためにも、中期計画及び年度計画の見直しを検討されたい。

2 変更の内容

別紙新旧対照表（資料 4 - 2）のとおり。